

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

ここに旧姓! 入ります!

カードをお持ちの方は追加欄に旧姓が追加されます(記載例)

旧姓 [〇〇] 花子

ここに旧姓! 入ります!

旧姓 [〇〇] 令和元年11月5日

旧姓 [〇〇] 平成元年3月31日生

※様式例

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場合で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの?

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続きは2段階!

STEP1

旧姓が記載された戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類!

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)

用紙ができれば提出しよう!

旧姓は1人に1つだけつけられるよ!

STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、現在お住まいの市区町村へ行くこと!

旧姓とは? 「旧姓(きゅうしゅうじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

旧姓併記についてのQ&A

- Q** 現在、マイナンバーカードを持っていますが、旧姓を併記する手続きはできますか。

A 可能です。その上で、マイナンバーカードを申請することで、旧姓が併記されたカードが交付され、証明に使えます。なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追加欄に旧姓を追加することになります。
- Q** 旧姓併記にどのようなものを併記できますか。

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。
- Q** 旧姓を併記したいのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

A 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求しただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。
- Q** 旧姓を併記する際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものか一通あればよいのでしょうか。

A 旧姓を併記する際は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。
- Q** 旧姓を削除することはできますか。

A 必要なくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。
- Q** 旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ!

A 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏のみを表示することはできません。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードにおける旧姓併記の周知について②

事務連絡
令和元年5月30日

各都道府県住民基本台帳担当課
各都道府県社会保障・税番号制度担当課
各指定都市住民基本台帳担当課
各指定都市社会保障・税番号制度担当課

御中

総務省自治行政局住民制度課

住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記に係る周知・広報について

平素より住民基本台帳制度及びマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

本年11月5日から、住民票、マイナンバーカード及び公的個人認証の署名用電子証明書への旧姓併記の制度の開始が予定されているところです。

これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票に記載した上でマイナンバーカードと公的個人認証の署名用電子証明書に記載し、公証することができることを、国民の皆様に認知されるよう広報・普及啓発を行っていくことが必要です。

つきましては、広報・普及啓発用に電子データを別添のとおり作成しましたので、地域の実情に応じ、チラシの印刷・配布、広報誌への掲載、ホームページへの掲載、ソーシャルネットワーキングサービス（Facebook、Twitter等）での配信等、住民に対する周知・広報を積極的に展開していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、域内の指定都市を除く市区町村に対し、周知いただくようお願いします。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、中村事務官
TEL : 03-5253-5517
FAX : 03-5253-5592

事務連絡
令和元年8月1日

各府省庁人事担当課 御中

内閣府男女共同参画局
総務省自治行政局

住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記の運用開始に伴う
国の行政機関における旧姓使用に係る運用について（周知）

本年6月18日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定した「女性活躍加速のための重点方針2019」では、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働く女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことは重要であるとされています。

この点に関連して、本年11月5日より、希望する者に係る住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記の運用が開始される予定です。

現在、国の行政機関における職員の旧姓使用においては、「国の行政機関における職員の旧姓使用について」（平成29年8月31日各府省庁官房長等申合せ）により、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性を確保するため、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認することとされているところです（同申合せの記2（1））。

今般の旧姓併記の運用開始に伴い、住民票及びマイナンバーカードによっても当該確認をすることができるようになりますので、この点周知方願います。

担当 内閣府男女共同参画局調査課 竹田、上ノ町
電話 03-6257-1363（直通）
総務省自治行政局住民制度課 平野、中村
電話 03-5253-5517（直通）